

平成31年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 平成31年 1月22日（火）

午後 3時00分～午後 4時15分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

- （１）千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

第 2 報告

【指導課】

- （１）留守番電話の設置について
（２）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（12月）

【九段中等教育学校経営企画室】

- （１）平成31年度 千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

第 3 その他

【子ども総務課】

- （１）教育委員会行事予定表
（２）広報千代田（2月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（13名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一

指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉
文化スポーツ担当部長	小川 賢太郎
文化振興課長	永見 由美

欠席委員（０名）

欠席職員（０名）

書記（２名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	皆さん、こんにちは。今年に入りまして初めての定例教育委員会ということになります。よろしくお願い申し上げます。 それでは、会議に先立ちまして、本日、傍聴者からの傍聴申請がございましたら、これは許可をさせていただくということでご了承をいただきたいと思います。よろしいですか。 それでは、ただいまから平成31年教育委員会第１回の定例会を開会いたします。 本日、教育委員さんの出席は全員でございます。 署名委員は、中川委員をお願いいたします。
-------	--

◎日程第１ 協議

子ども総務課

（１）千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

坂田教育長	それでは、早速、日程に入らせていただきます。 日程第１、協議事項でございます。千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例ということでございます。説明をお願いいたします。
子ども総務課長	子ども総務課長。 それでは、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。 本条例につきましては、区長部局の条例でございます。第１回区議会定例会におきまして、区長部局のほうからこの条例を議会のほうに提案させていただく予定でございます。 区議会第１回定例会におきましては、２月13日が招集日でございます。それ以降、この中で議案の審査等が行われる予定でございます。

本日は、この条例の内容等につきまして、事前に教育委員の皆様へ情報提供をさせていただくものでございまして、今後、改めて区長部局のほうから、この条例について教育委員会宛てに意見聴取がございます。ただし、この意見聴取の時期が、この教育委員会を改めて会議として開会するいとまがないことが想定されておりますので、過去の例に倣いまして、この区長部局からの意見聴取につきましては、個別に教育委員の皆様にご確認をお願いいたしまして、教育委員会の会議は開催しない形をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、こちらの具体の条例でございしますが、まず初めに、この条例の根拠となっております法律が改正されておりますので、私のほうからこの法律案の改正の概要について始めにご説明申し上げまして、その後この条例を具体的に提案いたします所管であります区長部局の地域振興部文化振興課のほうから、条例の具体的な内容につきましてはご説明をさせていただきます。

それでは、資料でございしますが、本日ご用意しております資料で、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要、ご用意してございますので、こちらのほうをご覧ください。

こちらの法律につきましては、文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この2本の法律をそれぞれ一部改正をするというものでございまして、昨年6月に国会においてこの改正法案が可決されたというものでございます。

この法律の趣旨、目的でございしますが、まず、少子高齢化等を背景に、文化財の滅失、散逸等の防止、これが緊急の課題であるということから、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要があると。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進と、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るという趣旨でございます。

具体の法律の改正の概要でございしますが、まず、文化財保護法の一部改正につきましては、まず、都道府県レベルでは、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるというものでございまして、市町村レベルにおきましては、この都道府県の大綱を勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画、文化財保存活用地域計画、これを作成し、国の認定を申請できると。

そして、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しといたしまして、国指定等文化財の所有者または管理団体、主に地方公共団体でございしますが、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できるというものでございます。

また、地方における文化財保護行政に係る制度の見直しといたしまして、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合には、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする。必ずこれを設置しなければならないと

いうものでございます。

また、罰則の見直しといたしまして、重要文化財等の損壊、棄損に係る罰金刑の引き上げというものでございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正でございますが、地方公共団体における文化財保護の事務、これは、これまでこの法律によりまして、教育委員会の所管とされていたものでございますが、条例によりまして、地方公共団体の長がこれを担当することができるようになるというものでございます。

なお、本区におきましては、条例を定めまして、この文化財保護の事務を除いて、文化及びスポーツに関することは区長部局のほうで担当しているという、これまでの現状があるものでございます。

なお、先ほどご説明申し上げましたように、今後、条例の改正につきまして、区長部局からの意見照会、並びに区議会議長のほうからも、これは、こちらの地教行法に基づきまして、教育委員会宛てに意見照会が予定されているものでございます。

私のこの資料説明につきましては以上でございますが、続きまして、具体的にこの条例の改正内容等につきまして、所管課でございます文化振興課長のほうから、資料に基づきましてご説明申し上げます。

その前に。

文化スポーツ担当部長。

今、安田参事から話ございましたように、詳細は文化振興課長から説明をさせますが、今般の条例の提案の簡単なところだけ、ちょっと、私から触れさせていただきたいと思います。

ただいまご説明がありました文化財保護法の一部改正、そしていわゆる地教行法の改正ということがございます。後段の地教行法の改正によって、教育委員会の事務であったものを、区長の事務として今後取り扱うことができるということになりますので、今回の条例改正というのは、専らその部分ということになります。

そして、その前段の文化財保護法の改正、先ほどいろいろご説明がございました、計画を立てたり云々ということはございますけれども、その部分については、また後ほど必要な規定等の整備はする予定でございます。

繰り返してございますけれども、あくまでも首長の事務となる部分に係る今回条例改正のご提案ということになります。

詳しくは、文化振興課長から説明をさせます。

引き続きお願いいたします。

これまでも文化財の事務に関しましては、教育委員会からの補助執行ということで、一体的に区長部局でやってまいりましたが、今回の法改正により、文化財についても条例の定めるところにより区長部局で担当ができるという趣旨となっております。

資料の新旧対照表、さらに、今1枚おめくりいただきますと、文化財保護

文化スポーツ担当部長
坂田教育長
文化スポーツ担当部長

坂田教育長
文化振興課長

条例の新旧対照表がございます。こちらのほうで、今まで主語が、「教育委員会は」となっているところが、主に「区長は」という主語に変わっております。あと、一部、「区は」というところに変わってございますが、それは、21条と31条、設置に関することです。「法第190条第2項の規定による地方文化財保護審議会として、千代田区文化財保護審議会を置く」というところと、31条の「文化財保護調査員」、このところが「教育委員会」に変わしまして、主語が、「区に文化財保護調査員を置く」という形で変わっております。それ以外の、今まで「教育委員会は」という主語であったところは、全て「区長は」という形に変更になる予定でございます。

それから、今回の改正とあわせまして、今まで文化財の指定の中で、文化財保護法の定義と一部違っているところがございますので、そこは文化財保護法に合わせるという形で、第2条の(3)、今までは「風俗慣習又は民俗芸能に用いられる衣服、器具」というところがございますが、ここを、左側をご覧くださいまして、「風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術に用いられる衣服」という形で、この「民俗技術」ということを追加させていただきたいと思っております。

それから、今回の文化財保護法の改正の趣旨の中に、未指定の文化財の確実な継承を推進するということもございまして、今後、文化財に指定される分野も増えていくということが予想されます。そこで、第24条「組織」のところをご覧ください。今、文化財審議会のほうは、委員7名以内で組織するとございますが、ここを、今現在7名の先生方に文化財保護審議会をお願いしておりますが、今後、分野が増えていく可能性もあるということで、委員を10人以内で組織するというふうに改めたいと考えております。

こちらのほうが文化財保護条例のほうでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、特例条例のほうです。こちらのほうの改正は、今まで「文化財の保護に関するものを除く」とありましたが、こちらのほうをとる形で改正をさせていただきたいと思っております。それによりまして、区長部局で文化財行政に関するものを一貫して担当させていただくような形で行ってまいりたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

いかがでしょう。どんなことでも結構でございます。

金丸委員。

金丸委員

幾つか、すみません、私が法律に当たってくればよかったんですけども、当たっていないので、この資料の法律案の概要の中の1の(1)の②で、「協議会を組織できる」とありますけれど、これは今回の条例では設けないんでしょうか。というのが第1点。

それから、もう一つ前に戻って、「国の認定を申請できる」というのは、一体何の申請を市町村ができることになるのかと。申請の対象は何なのかを教えてください。

坂田教育長
文化スポーツ担当部長

はい。小川部長。

まず、1点目の協議会に関しましては、先ほど申し上げましたように、あくまでも区長部局が今後この文化財の事務を担うことができるということに関する条例改正のみでございますので、必要な諸規定、その今ご指摘がございました協議会の設置やら、あるいは計画を策定することができる内容のものや、そうしたものは今後追って、必要な諸規定の整備をするということで、今回の改正の範囲には含めてございません。

もう1点、「国の認定を申請できる」とございます。これは、申請できるのは、先ほど説明がございました、いわゆる地域計画と言われる計画であったり、あるいは個々の文化財の保存活用のための計画、こういったものを申請できるといった趣旨でございます。

坂田教育長

すみません。よろしいでしょうか。

実は現在、一般的に文化財行政というのは、教育委員会が担うことになっています。ただ、「千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」って、新旧対照表がありますよね。これは地教行法、いわゆる教育のほうの法律において、まず旧、右側の現行条文だと、スポーツに関することと文化に関すること。スポーツに関することは、学校体育は、これは除いちゃうよという話。そして、文化については、文化財保護に関すること、これは除くよって書いていますよね。このそれぞれで除かれた後の2つの事務については、地教行法で区長がやることができますよと言っているの、現行の条例でもそのようにしております。

もちろん学校の体育は学校でやりますし、文化に関して言うと、文化財の保護だけは、教育委員会の中で、最終的な権限、これは留保していて、これまでも、昨年で言えば、玉川上水の木簡ですとか石碑ですとかというのは、ここの場で最終決定をしていました。したがって、文化財に関しては、最終的な権限は、指定・解除という大きな権限については、これはやっぱり教育委員会でやっていました。その他の文化財に関することは、実は指定・解除以外のところは、既に、小川部長のところでもやっています。それはどういうことかということ、補助執行といいまして、要するに権限は教育委員会に残しながらも、その事務については、地域振興部の小川部長のところでも全部整理をされ、教育委員会に諮るものは、指定と解除だけをここで諮ってました。だから、文化財に触れるような工事といったものは全て、小川部長のほうでやっていたという経過がございます。

法律では文化財は教育委員会だといいいながらも、この千代田区では、今の文化財というのを、まちづくりの中できちっと生かしていこうじゃないかということで、実質的に区長の事務の中でやっておりました。法律上の権限は、教育委員会が留保しているという、これは法律でそうなっていますから、そこをたがうことはできません。ただ、文化財をどう生かすかということについては、やはり地べたの中で考えなければいけないということがあって、これは観光振興ですとかまちづくりですとか商工活性ですとか、こうい

うことに文化財、文化的な建物だったりお寺だったりいろんな工芸品だとかいろいろありますけれども、そういったものは、まちの振興のために生かしていかなきゃいけないものなので、何でもその貴重品だといって収蔵庫に入れたり、博物館に入れたりするものではなくて、まちの中で生かしていかなければいけない。そういうことからすると、区長部局で文化財も一定程度やっていると生かし切れないというところがあって、実質的な文化財の生かし方、保存のあり方、これは区長部局で実は平成20年から今日に至るまでやっています。

今般、実はそういう自治体の動きというのが、うちだけじゃなくて、いろんなところで出てきたわけですね。文化財をどうまちの中で生かしていくかといった流れをふまえて、国が、教育委員会にずっと権限を置いておくということではなしに、長の、一般行政の中で生かしていく道も開こうというふうなのが、今回の法律の改正の背景にあります。

そこで、うちとしては、その法律を変えるに至るような、そういう流れをもう既にやっていますので、じゃあ、今般せっかく法も後追いで変えてくれたので、きちっと実質的な権限も長の側に置きましょうとなりました。区長の事務と明確に位置づけましょうということです。

概要の1番の文化財保護法の一部改正の中では、文化財は長が行ってもいいですよというもので、それと同時に、保存活用する場合には、長は総合的な計画をつくりなさいと。それは、個別のエリアでもいいですし、全体の、自治体全体の文化財の保存活用に関する基本的な考え方から具体的な手法までを、1つ、計画として出しなさいと。それを、国が認めた場合には、その計画に沿って物事を進めてくださいということになっています。

とりわけ文化財というのは、これまで保存重視だったんです。依然として貴重なものであるのは確かですけれども。保存ということに力点が置かれておりまして、先ほど言いましたように、博物館、美術館あるいは収蔵庫におさめるような形で、生活の中で生かされていないという側面が強かったです。これを、活用ということに少し比重を持ってこようということです。

そうした中で、文化財は貴重なもので、また、専門性が相当高いものですから、先に、どういう保存、活用の方策を各自治体が考えているんだということを、国が了解をしてからだということになっています。いわゆる国がこれから大綱をつくり、それに沿って各自治体で、都道府県、市町村で総合計画をつくっていくということになります。それについては、今後、区長のもとでその準備行為も含めて、小川部長のもとでやっていくというのが、文化財保護法の一部改正の(1)から(3)までの中身です。

今般は、これまでやってきたことを形式的にも、実質的にも整合をとるということで、これまで教育委員会に権限が置かれていたものを、区長の名義に変えていくということです。

金丸委員、どうでしょうか。

金丸委員

今の説明で概略は理解したつもりです。ただ、わからないのは、保存に関

しても、どの範囲まで千代田区が大綱をつくってできるのかと。例えば今まで一番問題だったのは、大規模開発したときに、例えば京都で地下鉄をつくるときに、文化財が出てきたと。そうすると3年ぐらいは工事がとまってしまって文化財の調査だというようなときに、それが嫌だったから、今までいわゆる開発業者は出ても気がつかなかったふりをして、全部壊してしまうというようなことが実はよくあったじゃないですか。

そういうようなときに、制御はできるけれども、じゃあ、どこまで許せるのかとかいうのは、実は保存のキャパシティとの関係もあると思うんですね。保存すると決めても保存する場所がなければ意味がないですよね。そういうところまで千代田区が関与して、決められるのかなというところに、少々の疑問を感じています。

坂田教育長

開発と保存との兼ね合いといいますか、それはもう、従来から、これは、所管が教育委員会であれ、長の部局であれ、その問題ってこれからも存在していきます。とりわけ千代田区内は、どこの地下を掘っていても、必ず江戸の遺構にぶつかるんですね。それは、文化財行政の中で、明確にそこを見ている専門家集団の委員さんが実はいます。一方で、文化財保護法が相当厳しく存在しているので、千代田区内で起こる工事については、必ずそこに参与していくということをしております。

埋蔵文化財の場合は、1回調べたらまたどこかに収蔵するというものも少々ありますけれども、大体はもう一回埋め戻すんですね、そのままの形で。だから、収蔵庫が云々という話は余りないんですけど。ただ、都心では、比較的厳格にやられているかなというふうには思っています。

はい。どうぞ。

中川委員

いろいろ錯綜していることはわかったんですが。今までも区のいろいろなお知らせを見ている、「後援教育委員会」と書いてあって、私たちは何に関与していたんだろうというふうに思うことがよくありました。

それから、千代田区だけじゃないですけども、史跡とか文化財に解説が出ていますね。あれは、最後に必ず「〇〇区教育委員会」というふうに出ていますが、あれはこれから「〇〇区長」になるんでしょうか。

坂田教育長

はい。小川部長。

文化スポーツ担当部長

先ほど後援が教育委員会という話がございましたけれども、事務が、今後、名実ともに区長というようになってきます。

ただ、後援名義をいただくかどうかにつきましては、中身がやはり教育マターのことに近いかどうかという部分でも判断しますので、単に所管がどこでやっているか、区長の権限かどうかということだけでなく、後援名義を仮に教育委員会に今後いただくとすれば、それは教育的な中身に関係がより近いものであるかどうかというところで私も判断をさせていただき、物によっては教育委員会からも、今後も、例えば文化財に関することについても、後援名義をいただくということはあるのかなというふうに思います。

後者の、例えばまちの説明板のようなものについては、あくまでも権限が

首長になりますので、ご指摘のようなケースでは、区長というような形に今後なっていくと思います。

坂田教育長 俣野委員。

俣野委員 現行で、いろいろなこういったものに係る予算というんですか、そういったものは、今、区長部局で計上しているということなんですか。教育委員会の予算からということではないわけですね。どういう形になっているのでしょうか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

文化スポーツ担当部長 はい。ご指摘いただきました予算に関しては、全て区長部局、私のところにございます。

俣野委員 今もそういう感じね。

文化スポーツ担当部長 はい。

坂田教育長 はい。ほかにございますでしょうか。

そうしますと、今回、条例としては2本ということですね。それで、基本は「教育委員会」という主語が「区長」に変わるということですね。

俣野委員、お願いします。

俣野委員 これ、条例を見ると、一番最後のところの2のところですけど、「地方公共団体の長が担当できるようにする」というふうに書いてあるんですけども、これは言い切っていないということは、何かその辺、意味合いが、公共団体によってはそのまま教育委員会がやっているというところもあるというようなことなんでしょうか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

文化スポーツ担当部長 はい。今般私どもが条例の改正の提案をさせていただきますけれども、実は同様に補助執行している自治体もある中で、他の自治体は現状では対応を見送っている状況となっております。したがって、今お話にございましたように、担当できるようになるということなので、しなければならないということでは決してありません。

実際、先ほど教育長からもお話がありましたように、事務の中で非常にわかりにくいといった側面があるかと思います。そうしたことを、もう権限も実際事務を行うのも、ともに区長部局にしたほうが、外から見た場合にわかりやすいのではないかと、そういった判断に至りまして、今般の条例を提出させていただくものでございます。

俣野委員 わかりました。

坂田教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。

金丸委員 質問ではないのですが、先ほどの話だと、区長のほうからこの条例についての意見を求められるときに、承認するかどうかという問題があるということですけども。ここに出された新旧対照表の内容が変わらないということであれば、出されることを条件にして、今ここで決議してしまうほうが、

坂田教育長
子ども総務課長

個々に問い合わせをいただくよりはわかりやすいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長、どうでしょうか。

はい。金丸委員のただいまのご意見が、大変事務局としてはありがたいのですが。形式的といった語弊があるかもしれないんですけども、やはり区長部局のほうから、区長が意見照会しますという文書を発出いたしまして、教育委員の皆様にはそれをお目通しいただく必要があるというふうに考えておりますので。したがって、そこについては、文書のやりとりといった手続的なものになってしまうのかもしれないんですが、そこはご了解をいただきたいというふうに思っております。

また、新旧対照表あるいは条例の案文につきましても、基本的にはもちろんこの内容が覆るようなことはないと考えておりますが、ただ、若干の文言の修正等も全くないとも言いきれないものですから、大変恐縮でございますけれども、また別途、こういった、区長のほうからの意見照会がありましたという、そちらにつきましては事務局からご連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

坂田教育長

はい。

まずは意見照会というものが来ないと、教育委員会の意見ということを発表する機会もない。今ですと、本当に来るのかという問題。仮定の話だということがあるのと。

実はこの条例案文についても、先般事務局で我々が見させていただいた条例案文、それとこの会議が始まる前段に来たものとは、少々違ってきます。改正の仕方が変わっています。そういうこともありますので、この先の作業によって、変化がないとは言えない。条例についてはなかなか、この、単純に法律云々ではなしに、出す時期ですとかあるいは文言の一つ一つについてどういう反発があるのかとかいったところも、ぎりぎりまで判断をしながら、最終的に長が提案するということです。今の仮定の段階でやるのはいかなもんかというのが総務課長の考え。

そういうことですので、少々お手間ではございますが、最終的に長からの照会があり、それに応える形というやり方をとらせていただくということで、よろしいでしょうか。

金丸委員
坂田教育長

はい。

はい。ありがとうございます。

それでは、協議につきましてはこの程度でよろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長

じゃあ、協議事項についてはこれで終了とさせていただきます。

(文化スポーツ担当部長、文化振興課長、退室)

◎日程第2 報告 指導課

(1) 留守番電話の設置について

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等 (12月)

九段中等教育学校経営企画室

(1) 平成31年度 千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

坂田教育長	それでは、引き続き、日程の第2、報告事項に参ります。
指導課長	最初は、留守番電話の設置についてということでございます。指導課より説明をお願いいたします。
坂田教育長	それでは、留守番電話の設置につきましてご説明をいたします。
指導課長	資料のほう、教育委員会発出、区立小学校保護者宛ての通知文のほうをごらんください。
坂田教育長	昨今、働き方改革ということで、学校の働き方改革も進めていく風潮が日々高まってきております。そのような中、本区におきましては、麴町中学校で、今年度4月より留守番電話の設置をいたしまして、その実施状況等につきまして、試行を重ねてきたところでございます。このたび、全校に留守番電話機能の電話の設置が全て済みしましたので、全ての小中学校におきまして、留守番電話を稼働する方向でご理解をいただきたく、地域の方々にお手紙を発出しまして、実施に至りたいというふうに考えておるところでございます。
坂田教育長	こちらの資料にありますように、留守番電話対応になる基本時間帯としましては、(1)から(5)に記してあるとおりでございます。
指導課長	また、実際にこの具体の実施としましては、小学校校園長会と話を詰めまして、今の段階としては、すぐにでも留守番電話の対応はできるような状況にあるのですけれども、できれば2月から実施するという方向で、小学校長会は進めていきたいと。実施に当たっては、2月という切れ目で、学校だより等で保護者に知らせつつ、この区の通知も配ります。開始日が学校により1日、2日ずれることがあっても、2月1日以降に実施するという一方で、配付して実施していくということで、合意形成を得ているところでございます。
坂田教育長	麴町中で今年度試行している中では、否定的な保護者、地域からの意見は出ていないということですが、各学校で実施するに当たっては、さまざまな声が上がってくるかというふうに考えます。しかし、区としましては、学校の教員の働き方改革に準ずるものであるということと、何かあったときには、直接学校と対応するというようなことも視野に入れることも大事にしていくという方向を確認の上で進めていきたいというふうに考えております。
坂田教育長	以上でございます。よろしくお願いします。
坂田教育長	はい。各学校に留守番電話を設置いたしまして、一斉に実施すると。先行的に麴町は実証実験という形でやっていて、余り齟齬はないということが確認できましたので、一斉にやりましょうということです。その場合に、教育委員会名で各保護者の方には通知をするということです。こういう区分の中

で、留守番電話対応になりますよという話でございますが。

何かお気づきの点、ご指摘等ございましたら、ご意見賜りたいと思います。

中川委員。

中 川 委 員 富士見小学校なんか2期制ですよ。そうすると、そのときの休業日というのは、ここではわかりにくいのかなと思ったんですけども。

坂田教育長 はい。どうぞ。

指導課長 2期制ゆえに、前期と後期の間の休みが何日かあるということですよ。

中 川 委 員 そうですね。

指導課長 3学期制を行っているところと、休業中の捉え方が違うところもあると思いますので、いま一度、富士見小学校につきましては、各校での通知を工夫していただくということで対応をしてまいりたいと思います。

坂田教育長 ほかにございますか。

俣野委員。

俣 野 委 員 留守番電話の設置は、これはこれでよろしいと思うんですけども、例えばこの授業のない土曜日、日曜日、祝日ということになると、例えば今度5月になると10連休になるわけですね。そういう場合の緊急の連絡先は、何か対応されているものなんですか。

あるいは、転送電話は、今、結構ありますよね。そういうのを何か活用するようなこともできると思うんですが。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 はい。長期の休業日に関しては、今までのところ、例えばゴールデンウィークとか、そういったところで学校に緊急に連絡をとらなければならないという事態は発生してはいないということです。

ですので、もし何か区として緊急に対応しなければならないような、例えばそういった事故があった場合は、区の代表電話等に連絡をしていただいて。

俣 野 委 員 区の代表。

指導課長 はい。

俣 野 委 員 代表電話ね。

指導課長 区役所の代表電話のほうに連絡していただいて、私どもの緊急連絡先は区のほうで押さえていただいているので、教育に関係のあることに関しましては、そこで連絡をいただくという形の連携になると考えています。

俣 野 委 員 はい。

坂田教育長 ほかにございますでしょうか。

金丸委員、お願いします。

金 丸 委 員 非常にささいなことなんですけれども、一つは、例えば通常の場合に、午後6時半からになっていますよね。でも、学校の先生方の勤務体系からすると、もっと早いんですよね。4時か何かじゃないですか。3時半でしたっけ。

指導課長 朝ですか。

金丸委員 いえ、夕方です。

指導課長 4時40分から45分。

金丸委員 ですね。そうすると、これが何で5時じゃないんだろうというのが1つ。もちろんそのところは、いろんな配慮があるんでしょうけどね。

もう一つは、実はこのときに、ぎりぎりにかかってきた電話をどう対処するという問題があるじゃないですか。だから、それは受けざるを得ないんだけど、それを受けたときに、そういう電話については、例えば何分以降は、申しわけないんだけど、電話を一旦切らせていただくみたいなことができるような文言になると、先生方のほうも対処が楽になるかなというふうに思いました。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 今、金丸委員にご指摘いただいた点につきましては、区立校長会のほうで話をしたときにも話題に挙がった事項でございます。通常勤務は、4時45分か50分に終了しますというのが本来の勤務でございます。実際にここに記録してあるのは、18時30分となっているということは、18時30分まで勤務しなければならないのかというような議論もございました。

この時間の線引きにつきましては、他区の事例を今のところ参考にさせていただいて、実践をさせていただこうと考えているところです。ですので、今後その時間帯については、校長会を通じてどのようにしていくかということを考えていきたいということがまず1点です。

それと、通知文の米印の下から2番目に書いたのですがけれども、職員が全員退勤した場合など、それぞれの学校の事情により、上記の時間よりも早く留守番電話対応になることがあるということを記しております。これは、学校が一斉に動かなければならないようなときもありますので、有事等あったときには、この時間の限りではないということをそこで一文示させていただいたことによって、地域、保護者の方々のご理解を得たいと考えております。

ですので、今後このように実施していきながら、動向を見守りつつ、国のほうからの在校時間の上限のほうも、明確にまた示されてきているところで、この働き方改革につきましては、十分にこの件も含めて検討をしてみたいというふうに考えております。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

金丸委員 金丸委員、よろしいでしょうか。

金丸委員 あと、もう一つ。難しいかなと思うんですが、できればこの文章の中に、こういうことをやるのが、子どもたちに対する授業がより中身の濃いものになる、そういう時間を与えるんだというところがうまく入ると、保護者の人たちも納得しやすい部分もあるんじゃないかなという気がちょっといたしました。

坂田教育長 はい。

指導課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。この文面につきましては、9行

ほどの文面ではあるんですが、私どももどのような文面にするかということ
 はかなり練らせていただいたところですよ。「働き方改革」という言葉をこの
 中に入れるかどうかということについても、非常に難しさがあるところでは
 あったのですが、今回やはりそのところにご理解をいただきたいということで、
 重点を置いた形で記させていただきました。

また、今後、やはりそのことは、教員と子どもが接する時間を生み出して
 いく、いわゆる学校の中を豊かにする時間を創生していくための取り組みの
 1つだということを、また違う形でPRをしていきたいと考えております。

金丸委員 ぜひお願いします。

坂田教育長 はい。よろしくお願いします。
 長崎委員 長崎委員。

長崎委員 これは区立小学校の保護者様向けの文面なんですけど、中学校もこちらの同
 じ時間なのかということ。

中学校は土曜日に部活があつたりすることもあるかと思うんですが、授業
 はないので、部活だけではやはり留守電はそのままというふうになるのか、
 その辺はどうでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 はい。ありがとうございます。神田一橋中学校、麴町中学校ともに、同じ
 時間帯で運用するというので、現在これにつきましては、ちょっと、私、
 訂正させていただきたいんですが、麴町中は4月からではなくて、9月から
 運用していたということで、申しわけございません。麴町中学校の中でも同
 様に行われてきたこの時間帯で、部活動も含めて周知を図っていきたいとい
 うふうに考えているところです。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員 金丸委員。

金丸委員 小学校、中学校はこれでわかったんですけども、幼稚園とか保育園につ
 いては、同じ形にはならないんでしょうか。

坂田教育長 加藤課長。

子ども支援課長 はい。留守番電話、保育園は現在、設置しておりません。今回の措置を受
 けまして、考えさせていただきたいなと思います。

そもそも話ではありますが、保育園のほうが、延長保育によって時間帯
 が異なります。区立の場合ですと、保育園のほう、延長保育をやっても19時
 半。四番町だけ1時間長くて、あそこは20時15分までとなっておりますの
 で、ちょっと、そのあたりは各園によって対応が変わると。私立の認可保育
 園ですと21時まで、認証保育園ですと、一番長くて22時30分までというところ
 もありますので、一律には対応できないなというふうに思っております。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。幼稚園はいかがでしょうか。

指導課長。

指導課長 はい。幼稚園のほうも、留守番電話の投げかけは、園長先生方にはしてい

るところです。今、子ども支援課長のほうからもお話があったとおり、幼稚園におきましても、こども園があり、また長時間保育を行っている園等もありますので、その時間設定については、今後検討していくという形になっているところでございます。

以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。いいですか。

補足。指導課長。

指導課長 申しわけありません、補足なのですが。この手紙は、本日保護者へ配付予定という形になっておりますので、ご承知おきください。よろしくお願いします。

坂田教育長 はい。ということでございます。

それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長 それでは、留守番電話の設置については以上とさせていただきます。

引き続き、報告の2番目ですね。いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等、12月分ですね。指導課長、よろしくお願いします。

指導課長 それでは、12月末現在のいじめ、不登校、適応指導教室の状況につきまして報告をいたします。

まず、小学校のいじめの件からです。小学校は、未解消が16件、今年度解消が12件、今年度累計としては28件という形になっております。

中学校につきましては、未解消が2件、解消が4件、累計が合計6件。中等の後期課程においては、いじめ等はなしと、報告はない状態でございます。

続きまして、不登校です。不登校につきましては、小学校1年生がプラス1というふうになっております。状況の理由は、家庭という理由の категория になっております。

続いて、5年生がプラス1となっております。5年生に関しましては、その児童の、学校に対する気力に波があるという状態で、累積上30を超えたという形になっております。

続いて、中学校1年もプラス1です。中学校1年のプラス1は、病気による原因での累積不登校が30に達したという形になっております。中学校2年生につきましては、転入してきた生徒であったんですが、原因は不明瞭なまま、欠席がちであると。すなわち完全に断絶して来ていないということではなくて、累積上たまってきて不登校の категория に入ったということでございます。中学校3年につきましては、生活リズムのほうが安定しない状況であるということでの、若干生活リズム、寝る時間が遅くなるということの乱れから出てきているということで、不登校という状況になっております。

報告は以上でございます。

適応指導教室の利用数については、今のところ2名のまま変わっていない

という状況です。

報告は以上でございますが、今後につきましてですけれども、先月の報告をした際に、やはり具体的に分析して、どのような手を打っていくかということについて考えていく方向が望ましいということでご指摘をいただいたところでございます。指導課としましては、今のところ大きく柱としては2点考えております。

1点目は、適応指導教室、いわゆる白鳥教室の入室するシステムにつきまして、ちょっと変更していきたいということです。すなわち試験入室が今2か月というのであるんですけれども、そういうのをなしにして、即動けるような形にできないかということと、学習する内容につきましても、教科書の内容をプラスした上で、タブレット等を活用し、子どもたちが学びたいというようなものをセッティングできないかという方向性を今考えているところでございます。

2点目は、不登校も初期対応が大切だということで、初期対応や、また長期化した場合の段階に応じた連携体制を徹底していこうということで考えております。実際には、1月の校長会のほうで、本区の傾向として、全国と同様、不登校はふえる傾向にあり、小学校については4年、中学校に対しては3年が非常に多い傾向にあるということをご報告をして、対応をお願いしたところでございます。そういった現状がどのようになっているのかということ、常に校長会等で共有しながら、また、報告していただく場合にも、今現状としてどの段階にあるのかということがわかるような、余り細かくなり過ぎないようにしながらも、現況がわかるような報告の上げ方の様式のシステムを今検討しているところです。

また、その段階に応じては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また指導主事、こういったものによる児童・家庭支援センター、そういったものの分析、そういった結果の共有、そして学校と協働してアクションをするということが必要であるというふうに考えておりますので、その対応に適宜応じた動きのポイントみたいなものをしっかりと明確にして、来年度に向けて備えていきます。それに当たっては、今のこのような不登校の児童生徒に関しては、必ず学校のほうから保護者も含めてアクセスをしていただき、各種連携をしていただきながら、来年度のスタートが登校という形で迎えられるように、学校として動いていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。よろしくお願いします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということでございますが。

ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

はい。金丸委員。

金丸委員

指導課長からのご説明にもあったんですけど。この数字だけをぱっと見たときに、急激にふえているなと思うのが、中学校3年。やっぱりこれには共通の何かあるのかなという気もするので、中学校1年か2年のところから手

坂田教育長
指導課長

当てをすると、少しは改善するかなという感じを受けました。

はい。

ご指摘ありがとうございます。今のところ、この小4と中3のこの2段階のことにしましては、2つ、要素があると考えております。1点目は、やはりどの分野においても、家庭の不安定さから来る不登校の割合が非常に多いということです。具体的内容については、細かく話すと個人情報になるところもありますので、言うことができませんが、家庭の状況があるということで、そういったところの安定感をどのように持ってくるかということがまず1つ。

もう一つは、受験という大きな問題があると考えております。4年生あたりから、受験に対する、塾への通学とか、家庭からの要望であるとかというようなものが高まってくるところでもあります。あるいは中学校3年生、そのあたり、不安な時期でもあるかなと思っていますので、そういった不安を取り除けるような、安心感を与えるような不登校者への体制も必要ではないのかなと考えております。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにご質問、ございますか。

俣野委員。

俣野委員

今のお話ですと、例えばこの17という数字は、結局単なる不登校ということではなくて、受験対応のためにみずから休むというような、そういう人もなきにしもあらずということなんですかね。ちょうど時期的に12月というと、受験ですよ。そろそろ2月です。

指導課長

年間のトータルの数字でここに不登校者として上がりますので、その辺の状況を調査はしていませんが、受験対策のためという理由で、ここに上がっている数は、今のところ今年度はありません。

ただし、これからが時期ですので、そういったものを重ねた結果、規定の数字をオーバーするような事例が全くないとは言い切れません。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

それでは、よろしいですかね。

それでは、次の報告事項に参ります。

平成31年度九段中等教育学校の適性検査応募状況でございます。九段中等学校経営企画室長、お願いいたします。

副参事(特命担当)

九段中等教育学校経営企画室長の新治です。

それでは、お手元の平成31年度千代田区立九段中等教育学校適性検査応募状況の資料についてご報告します。応募状況と申しますのは、出願書類をお預かりして、受験票を交付した方のA区分、B区分の男女別の人数をこちらのほうに掲載させていただいてございます。

平成31年度につきましては、A区分、まず男子、募集人員40に対して96、

女子、40名に対して87名。それぞれ、2.4倍、2.18倍という形で、特徴的なところは、昨年と比べまして、男子の倍率が若干上がってございます。昨年は1.63倍という形でしたけれども、人数で30人弱応募が増えてございます。

B区分につきましては、同じく男女とも40名の募集に対しまして、男子が227名、女子が328名。倍率で申しますと、男子は5.68倍、女子が8.20倍。Bの女子は、例年どおり高い倍率を維持してございますけれども、男子は若干、今回応募人数が減ったために、倍率が低下してございます。

なお、この状況につきましては、1月21日の月曜日でございますけれども、区のホームページにも、プレスリリースという形で同様の内容のものを掲載するとともに、この具体的な数字については2年分という形で、本校のホームページにも、午前11時にそれぞれ掲載させていただいてございます。

また、下のところをご覧くださいますと、今後のスケジュール状況につきまして、適性検査は、来月の、今年は日曜日になるわけなんですけれども、2月3日の日曜日、午前9時から午後0時15分、会場は2カ所に分かれ、九段校舎、富士見校舎で適性検査のほうを実施させていただきます。

その後、採点等も含めまして取り急ぎ行い、合格発表につきましては、2月9日の土曜日、午前8時に本校ホームページ、それから9時に校舎掲示という形で発表の予定でございます。

また、入学手続きにつきましては、2月9日発表当日、9時から3時、九段校舎、そして翌週の2月12日の火曜日、午前9時から正午という形で入学手続きのほうを受け付けるということでございます。

ご報告につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

俣野委員。

俣野委員

このB区分というのは、これは区外の方ですよ。これが3年暦年で見ると、だんだん減少していますね。これは、生徒数が減っているためなのか、あるいはほかの都立の中高一貫の傾向としてはどうなのかなと。九段だけの問題なんでしょうか。

副参事(特命担当)

そうですね。私見となりますが想像するに、私学選考との兼ね合いがあって、両方、私学とこちらと併願の方もいらっしゃるのかなと。そういうところで考えますと、6年という中で、今後、大学の入試制度の改革等が2年後に予定されており、その辺のところも見据えた動向になるのかなと推測します。まだ分析はし切れていないんですけども、受験者の状況、受かった後の入学手続きをしてくださる方や、合格となったB区分の方の入学率だとか、その辺のところをさらに分析して、詳細な傾向等はこれから分析してまいりたいと考えます。

俣野委員

これ、30年、29年というのは、これは応募人員で、実際受験した方というのは、ここには出ていないわけなんですね。

副参事(特命担当)

そうですね。そのデータを本日持ってくればよかったんですけど、実際、

	受験日当日は若干落ちています。ですので、今回A区分で男子が2.40というところで、A区分はなっているんですけど、やっぱり私学選考との兼ね合いから高い学力の私学を受験していると、こちらを滑り止めとしている方の中にはいらっしゃるのかと思います。現状では分からないですね。
俣 野 委 員	これ、3日が試験当日になるわけですね。3日というと、私立の中学だと佳境ですよ。その辺が、日程の設定というか、その辺はずっと3日で行っているのですか。
副参事(特命担当)	例年2月3日です。
俣 野 委 員	ああ、そうですか。
副参事(特命担当)	ですので、曜日が金曜日になったり、土曜日になったり、日曜日になったりということで、まちまちですけど、日程は2月3日で、動いていません。
俣 野 委 員	結構私学と競合しますよね、この日程は。1、2……
副参事(特命担当)	そうですね。競合しているところもありますけれども。必ずどこかで、2月の時期は、私学はどうしても多いので、ぶつかるかと思います。
俣 野 委 員	わかりました。
坂 田 教 育 長	区民の倍率がふえて、B区分はちょっと下がっていますよね。 ただ、都立の、これは応募倍率ですけど、都立の中高一貫校あるいは高校附属中学というのは10校ですよ、10校あるんですが、その中の応募倍率で言うと、上から2番目なんです、九段中等は。という今の状況ですね。 いずれにしても、最終的にどれだけ受験し、どういう傾向があるのかは今後ちょっと分析をさせていただきたいというふうに思います。 よろしいでしょうか。 (な し)
坂 田 教 育 長	はい。それでは、報告事項はこのぐらいにさせていただきます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(2月5日号)掲載事項

坂 田 教 育 長	それでは、その他に参ります。 教育委員会行事予定表、そして広報千代田掲載事項を、まとめて子ども総務課長よりお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、教育委員会行事予定表でございます。 本日以降、2月20日までの教育委員会の行事予定のほうを掲載しているものでございます。 こちらのほう、2月6日、昌平小学校で、こちら、ペスタロッヂ祭が予定されておりまして、また研究発表がございますので、こちらにつきましても、1月25日のお茶の水小学校、また、2月7日は神田一橋中学校で研究発表会が予定されているところでございます。

	こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。 続きまして、広報千代田 2 月 5 日掲載原稿の一覧でございます。 こちらにつきましては、児童・家庭支援センター以降、区長部局の文化振興課、生涯学習・スポーツ課の各種事業につきまして、掲載の予定でございます。 ご説明は以上でございます。
坂田教育長	はい。ということでございます。今後の予定でございます。 お気づきの点がございましたら、どうぞ。 よろしいですか。 (な し)
坂田教育長	はい。 中川委員、どうぞ。
中川委員	広報千代田の 1 番の児童・家庭支援センターの「子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会」ですけど、これ、自宅へ家族支援者を派遣してくれるんですか。今までこれはありましたか。
坂田教育長	新井所長。
児童・家庭支援センター所長	はい。あい・ぽーとの支援員さんがご自宅へ訪問するというサービスです。今までもやっております、定期的にこういう説明会をして、登録をしていただいて、家に派遣させていただいております。
中川委員	はい。ありがとうございます。
坂田教育長	はい。 ほかにございますでしょうか。 (な し)
坂田教育長	それでは、その他につきましては、これで終了させていただきます。 よろしいでしょうか。特にございませんか。 (な し)
坂田教育長	はい。それでは、以上をもって、全日程を終了いたしました。本日の定例会はこれにて閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。